

新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の延長に係る
東京都市町村職員共済組合の対応について

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、下記のとおり事業の中止・縮小等の対応を致しますので、お知らせいたします。

記

1 保養所「シーサイドいずたが」

(1) 対応

東京都から要請されている緊急事態措置（以下、「緊急事態措置」という。）において、不要不急の都道府県間の移動は極力控えるよう要請されているため、引き続き新規の予約受付を中止いたします。

(2) 予約受付を中止する対象期間

令和3年6月20日（日）まで

2 「ホテル日航立川 東京」（共済会館）

(1) 対応

①宿泊

新型コロナウイルス感染症対策本部が示している基本的対処方針において、ホテルについては「事業の継続を求められる事業者」とされていることから、宿泊部門は引き続き感染予防対策を講じたうえで営業を継続いたします。ただし、以下②のレストラン等の営業の縮小に伴い必要に応じて宿泊プランの変更等を行います。

②レストラン「All Day Dining 紗灯」・宴会場での飲食を伴う宴会

飲食店については、緊急事態措置において酒類及びカラオケ設備の提供を取りやめない場合は休業要請、取りやめた場合は午後8時までの時短要請及び感染防止対策の徹底の要請とされていることから、酒類及びカラオケ設備の提供を中止し、引き続き感染防止対策を徹底したうえで、営業時間を午後8時までとし、営業を続けます。

③婚礼

婚礼については、緊急事態措置において酒類及びカラオケ設備の提供の中止及び午後8時までの時短要請とされていることから、引き続き要請に従い営業を続けます。

(2) 営業縮小期間

令和3年6月20日（日）まで

(3) 営業縮小に伴う対応

予約済みの利用者に対しては、ホテルより連絡を行います。

3 共済組合事務局内の対応

飛沫感染防止のためのマスク着用、うがい・手洗い・消毒の徹底、休憩時間等において「三つの密」を避ける、時差出勤など、事務局内における感染拡大防止対策を実施しております。

なお、年金相談業務などの窓口対応につきましては、緊急の案件を除き、原則として休止させていただきます。

4 その他

緊急事態宣言が延長された場合は、改めてお知らせいたします。

問合せ先

▽保養所「シーサイドいずたが」及び「ホテル日航立川 東京」
(共済会館) に関すること

施設課施設担当 電話 042-528-2195

▽共済組合事務局の対応に関すること

総務課庶務担当 電話 042-528-2181